

報告第2号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定)
税務課	都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫に係る都市計画税の軽減を条例で規定する等とした地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要性が生じたため、同年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。
<p>【関係法令】 地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号） 平成25年3月30日公布 平成25年4月1日施行</p> <p>【改正内容】</p> <p>1. 都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設 大規模地震発生時の滞在者等の安全を確保するため、食糧、水等の備蓄物資を保管する倉庫に係る都市計画税を床面積に応じて軽減する。軽減率：3分の2 ※兵庫県では神戸市及び尼崎市のみ（法で規定⇒条例で規定）</p> <p>○三田市都市計画税条例附則の改正</p>	